

# 第1部

## 特集

### 犯罪被害者等施策推進会議決定 に基づく取組の進捗状況

---

第1章	犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討	3
第2章	犯罪被害者等支援弁護士制度の創設	8
第3章	国における司令塔機能の強化	11
第4章	地方における途切れない支援の提供体制の強化	13
第5章	犯罪被害者等のための制度の拡充等	18

犯罪被害者等施策については、第4次基本計画に基づき、推進を図ってきたところであるが、犯罪被害者等の意見・要望等を受け、令和5年6月6日、内閣府に特別の機関として設置されている内閣総理大臣を会長とする犯罪被害者等施策推進会議が開催された。同会議では、基本法の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受け取ることができるようにするため、今後実施していく5項目の取組を取りまとめた「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（以下「令和5年6月推進会議決定」という。）が決定され、施策の更なる充実が図られることとなった。

以下では、同決定に基づく取組の進捗状況について、5つの項目に沿って記述する。

令和5年6月6日に開催された  
犯罪被害者等施策推進会議の開催状況



出典：首相官邸ホームページ

令和5年6月推進会議決定の概要

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」 (令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)	
<p>犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受け取ることができるようにするため、以下の各取組を実施</p>	
<p><b>1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討</b></p> <p>警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、1年以内をめぐり、民事損害賠償額も見据えて、<b>犯罪被害給付制度に関する以下の項目</b>について検討を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 算定方法見直しによる給付水準の大幅引上げ</li> <li>○ 仮給付制度の運用改善</li> </ul>	<p><b>4 地方における途切れない支援の提供体制の強化</b></p> <p>警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、1年以内をめぐり、ワンストップサービスの実現に向け、以下の項目について（国による人材面・財政面での支援、DXの活用も含め）検討を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化</li> <li>○ 関係機関・団体との連携・協力の一層の充実</li> </ul>
<p><b>2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設</b></p> <p>法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、1年以内をめぐり、<b>犯罪被害者等支援弁護士制度の導入</b>に向けた具体的検討・関係機関等との調整を行って結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施</p>	<p><b>5 犯罪被害者等のための制度の拡充等</b></p> <p>関係府省庁において、<b>医療・生活・教育・納税の各分野にわたる制度</b>について、関係機関・団体に対し速やかに通知を发出するなどし、<b>犯罪被害者等に配慮した取扱いを要請、又は犯罪被害者等も利用し得ることを周知</b></p> <p>また、<b>犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善</b>については、中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施</p>
<p><b>3 国における司令塔機能の強化</b></p> <p>犯罪被害者等施策の一層の推進のため、国家公安委員会・警察庁において、以下の取組の実施を通じて、<b>司令塔としての総合的な調整を十分実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察庁の体制強化</li> <li>○ 犯罪被害者等施策の進捗状況の点検・検証・評価を行うための<b>関係府省庁連絡会議の開催</b></li> </ul>	

# 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

## 1 「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の開催

警察庁においては、令和 5 年 6 月推進会議決定の項目①「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討」において、「犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げ…に関して検討を行う」とされたことを受け、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」を開催することとした（犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）については、このほか、P 30 第 2 部【施策番号 13】参照）。

### (1) 犯罪被害者等が置かれた現状について

犯罪被害は、犯罪被害者等に様々な影響・困難をもたらすものである。例えば、犯罪被害に遭ったことで犯罪被害者本人の収入が途絶えるほか、家族が仕事を続けることができなくなったり、様々な出費を強いられたりするなど、犯罪被害は、犯罪被害者等に生活上の負担を強いるものである。

もとより、犯罪により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、実際には加害者からの損害賠償は十分に受けられていない現状にある。

### (2) 本検討会の開催経過

本検討会においては、令和 5 年 8 月から令和 6 年 4 月までの間、有識者構成員のほか、法務省、厚生労働省及び国土交通省の参加を得て、10 回にわたって検討会を開催し、上記の犯罪被害者等が置かれた現状に対して、特に国からの経済的支援について、現行の犯給制度の見直しができないか、現行の犯給制度にとらわれることなく新たな経済的支援について考えられないかなどについて議論を行った。

同月 25 日、議論の内容が取りまとめられ、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」([https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/meeting/kyufu\\_kyouka/kaisai/index.html](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/meeting/kyufu_kyouka/kaisai/index.html))においてその内容を公表している。

## 2 「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の取りまとめ概要

### (1) 犯罪被害給付制度の見直しに関する提言

犯給制度について速やかに見直しを図り、早期に犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるために、以下の提言が取りまとめられた。

ア 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ  
幼い子ども等、犯罪被害者に収入がない場合における遺族に対する給付額が低い水準にとどまっている現状にあることか

ら、生計維持関係遺族（犯罪行為が行われた当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた一定の遺族をいう。以下同じ。）がない場合であっても、少なくとも、他の公的給付等制度において遺族に当たる方が受給できる最低額を下回る部分については、これと同程度の水準にまで、遺族給付金の支給最低額を引き上げるべきとされた。

「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の取りまとめ概要

犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 取りまとめ（概要）		
<p><b>開催状況</b></p> <p><b>【検討課題】</b> 民事訴訟における損害賠償額も見据えた給付水準の大幅な引上げ（R5.6.6犯罪被害者等施策推進会議決定の1）</p> <p><b>【議論の経過】</b> ・令和5年8月から令和6年4月までの間に計10回開催 ・関係省庁からの説明聴取、民法・民事訴訟の専門家からのヒアリング ・①現行制度の性格を前提とした早期の見直し事項 ②現行制度にとらわれることなく、制度の性格を含めて議論すべき事柄に分けて議論を実施</p>	<p><b>構成員</b></p> <p>太田 達也 慶應義塾大学法学部教授                  假谷 実 犯罪被害者遺族                  川崎 友巳 同志社大学法学部教授                  島村 暁代 立教大学法学部教授                  ◎滝沢 誠 中央大学大学院法務研究科教授                  正木 靖子 弁護士</p> <p style="text-align: right;">※敬称略、五十音順、◎：座長</p> <p>(事務局) (オブザーバー省庁)                  警察庁 法務省、厚生労働省、国土交通省</p>	
<p><b>犯罪被害給付制度の見直しに関する提言</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>早期に解消すべき課題</b></p> <p>① 幼い子ども等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない</p> <p>② 残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることなど、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p><b>提言</b></p> <p>現行制度の性格を前提に、以下の3点を早期に実現すべき</p> <p><b>I. 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ</b></p> <p><b>II. 遺族自身に生じる影響を踏まえた遺族給付金の増額</b></p> <p><b>III. 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ</b></p> </div> </div> <p style="text-align: center;"><b>提言に基づき、速やかに犯罪被害給付制度の見直しを図り、早期に犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるべき</b></p>		
<p><b>残された課題</b></p> <p><b>算定式の更なる見直しについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害の実態を踏まえて、他の公的給付等制度にとられない独自の算定をすべきではないか</li> <li>○ 財源、給付の性質等の観点から、公的給付制度間の均衡を崩してしまうことにならないか</li> </ul> <p><b>「立替払」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が損害賠償額を立て替えて支払い、加害者に求償すべきではないか</li> <li>○ 加害者に一義的責任がある中で、立て替えとはいえ、国が損害賠償額を支払うことをどう根拠付けるのか</li> </ul>	<p><b>損害回復・経済的支援の在り方について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害からの回復を考えると、民事上の損害を基本に考えるべきではないか</li> <li>○ 慰謝料の算定方法などを踏まえると、経済的支援を考える際に、民事上の損害をそのまま参照して良いのか</li> <li>○ 一般の社会保障制度も含めた制度全体の中での位置付けや、国、地方公共団体等による様々な支援施策を全体として考える必要</li> </ul>	<p><b>財源について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財政的支出を伴う制度である以上、財源の検討は必要不可欠</li> <li>○ 国民負担と給付水準に関する国の在り方の議論に関わる</li> </ul> <p>※ 一般財源のほか、罰金の活用、有罪判決を受けた者に対する課徴金等の賦課、保険料等の徴収等のアイデアも挙げられているが、いずれも課題がある。</p> <p><b>過去に犯罪被害を受けた方について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寄り添い支援や、様々な支援制度を全体として活用していくべき</li> </ul>
<p><b>加害者の責任履行も含め、損害回復・経済的支援等への取組の在り方については、様々な視点から検討が必要</b></p>		

イ 遺族自身に生じる影響を踏まえた遺族給付金の支給額の増額

遺族には、犯罪被害者が死亡したことによる収入の途絶以外にも、残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなったり、犯罪被害に関連した支出により経済的に打撃を受けたりするなど、犯罪被害に起因する様々な生活上の経済的負担が生じていることから、このことを踏まえた遺族給付金の支給額の増額が図られるべきであるとされた。

ただし、犯罪被害によって遺族が置かれる状況は様々である中で、休業した方に追加的な給付をするような制度とすると、無理をおしてまで仕事を継続したような方に給付することができなくなってしまい適当ではない点が指摘された。また、速やかに給付することが可能な制度とする必要があるほか、給付額の多寡で精神的ショックの

程度が評価されるかのような制度はふさわしくないことから、他の制度との均衡にも配慮しつつ、画一的な基準によって対象・金額を定め、遺族給付金の支給額の増額を図るべきとされた。

ウ 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ

上記アのとおり、遺族給付金の支給最低額を他の公的給付等制度の給付水準を参考に引き上げることに伴い、遺族給付金と同様に犯罪被害者の収入を基礎としつつ最低額を設けている重傷病給付金における休業加算額及び障害給付金についても、他の公的給付等制度より低い給付水準となっている部分については、引上げを図るべきとされた。

## (2) 残された課題

犯罪被害者等には犯罪被害を原因とする様々な経済上の負担があることや、加害者から損害賠償を十分に受けることができていない現状について、本検討会においては、提言の内容に加え、現行の犯給制度の算定式を前提としつつも個別の項目について更に見直しが考えられるのではないか、犯罪被害者等が民事訴訟で取得した債務名義に基づいて、加害者の犯罪被害者等に対する損害賠償債務を国が犯罪被害者等に立て替えて支払った上で、国が加害者に対して求償するいわゆる「立替払制度」等の新たな制度が考えられないのかなど、必ずしも現行の犯給制度にとらわれないことなく、制度の性格を含めた経済的支援の在り方についての議論があった。

これらの議論は、加害者に一義的責任がある中で国の責務・役割をどう考えるか、財源をはじめ、公的な給付制度・社会保障制度等の中で、給付水準や国民負担との関係をどう考えるかなど、国家財政や社会保障等の様々な制度にも関わるものであり、一致した結論を得るに至らなかったが、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組（損害回復・経済的支援等への取組）を考えるに当たって必要となる様々な視点も示されたことから、「残された課題」として、以下の各項目について議論が整理さ

れた。

- 現行の犯給制度の算定式の各構成要素を見直すことによる給付額の引上げについて
- 「立替払」について
- 損害回復・経済的支援の在り方について
- 財源について
- 過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者等に対する支援について

## (3) 損害回復・経済的支援等への取組

加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、損害回復・経済的支援等への取組の在り方については、本検討会における議論で示されたような様々な観点から検討する必要があり、その財源も含め、広く国民の理解が得られるよう努めながら、犯罪被害者等施策推進会議の下で犯罪被害者等基本計画に盛り込むべき事項の検討並びに施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行う基本計画策定・推進専門委員等会議での議論を中心として、刑事、民事、社会保障、財政等の様々な専門分野からの視点も踏まえて、犯罪被害者等施策に係る府省庁が連携し、政府全体として引き続き検討すべきであるとされた。

## 3 提言を踏まえた取組

提言を踏まえ、警察庁においては、以下のとおり犯給制度の改正を行い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和6年6月に施行された。

### (1) 遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額の引上げ

犯罪被害者等給付金の額は、犯罪被害者の勤労収入を基礎に算定される基礎額（遺族給

付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額）に、一定の倍数等乗じて得た額とされており、また、この基礎額には、犯罪被害者の収入が少ない又ははない場合にも一定の額が支給されるよう、最低額が設定されている。

他の公的給付制度における支給最低額と同水準の支給を行うことができるよう、遺族給付金、休業加算額及び障害給付金の算定の際に用いる遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額を、それぞれ一定

提言を踏まえた犯給制度の見直しの概要

**提言を踏まえた犯罪被害給付制度の見直しの概要**

**見直しポイント① 各給付金の支給最低額の一律引上げ**

**制度上の課題①**

幼い子ども等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない

**見直し概要**

遺族給付金の支給最低額が他の公的給付等制度における支給最低額と同水準になるよう、遺族給付基礎額の最低額を一律に引上げ  
同様に障害給付基礎額及び休業加算基礎額の最低額も一律に引上げ

【遺族給付基礎額】	現行の最低額	3,200円	⇒	6,400円	に引上げ
【障害給付基礎額】	現行の最低額	3,600円	⇒	5,900円	に引上げ
【休業加算基礎額】	現行の最低額	2,200円	⇒	3,200円	に引上げ

---

**見直しポイント② 遺族給付基礎額の算定における加算の新設**

**制度上の課題②**

残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることなど、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき

**見直し概要**

遺族自身に生じる生活上・経済上の負担を緩和するため、収入のみを基礎としていた遺族給付基礎額の算定を見直し、配偶者、子又は父母が受給する場合に、遺族給付基礎額の算定に当たって加算(4,200円)を新設

**遺族給付金 = (通常の遺族給付基礎額<sup>(※)</sup> + 4,200円) × 倍数**

(最低額が6,400円に引上げ) (新設する加算額)  
(見直しポイント①関係) (見直しポイント②関係)

(※) 犯罪被害者の収入を基礎に算定

⇒ これらの見直しにより、実給付額ベースでの給付水準の大幅な引上げを実現

遺族給付金の支給額の見直しに関するモデルケース

**遺族給付金の支給額の見直しに関するモデルケース**

**モデルケース1 生計維持関係遺族がない場合**

- 犯罪被害者 : 男性(6歳、小学生)
- 遺族 : 父(40歳)、母(36歳)、妹(3歳)
- 受給遺族 : 父母

**改正前**

遺族給付基礎額(3,200円)<sup>(※1)</sup>  
× 倍数(1,000倍)<sup>(※2)</sup> = 320万円

※1 20歳未満の年齢層の最低額が適用  
※2 犯罪被害者に生計を維持されている遺族がいない場合

**改正後**

遺族給付基礎額(6,400円<sup>(※3)</sup> + 4,200円<sup>(※4)</sup>)  
× 倍数(1,000倍) = **1,060万円**

※3 引上げ後の最低額が適用(見直しポイント①)  
※4 遺族給付金を受給する遺族が父母であることから加算(見直しポイント②)

⇒ 制度上最低額となっていた幼い子どもが亡くなった場合(320万円)等についても、1,000万円を超える支給が可能に

**モデルケース2 生計維持関係遺族がある場合**

- 犯罪被害者 : 男性(55歳、会社員、年収550万円)<sup>(※1)</sup>
- 遺族 : 妻(52歳)、息子(17歳)<sup>(※2)</sup>
- 受給遺族 : 妻(配偶者)

※1 令和5年賃金構造基本統計調査上、男性の平均的な給与額(きまって支給する現金給与額)が最も高額となる年齢層は55歳以上60歳未満であり、年収換算すると550万6,800円  
※2 令和4年国民生活基礎調査上、平均世帯人員は2.25人

**改正前**

遺族給付基礎額(10,547.943円)  
× 倍数(2,010倍)<sup>(※3)</sup>  
= 2,120万1,365円

※3 犯罪被害者に生計を維持されている遺族が2人の場合

**改正後**

遺族給付基礎額(10,547.943円 + 4,200円<sup>(※4)</sup>)  
× 倍数(2,010倍)  
= **2,964万3,365円**

※4 遺族給付金を受給する遺族が配偶者であることから加算(見直しポイント②)

⇒ 見直しポイント②による加算の新設により、モデルケース1のような事例のみならず、遺族給付金全体の支給額が上昇

水準まで引き上げることとした。

- 遺族給付基礎額：最低額 3,200 円を 6,400 円に引上げ
- 休業加算基礎額：最低額 2,200 円を 3,200 円に引上げ
- 障害給付基礎額：最低額 3,600 円を 5,900 円に引上げ

## (2) 遺族給付基礎額の算定における加算額の新設

遺族給付金の算定に当たって用いられる遺族給付基礎額については、死亡した犯罪被害者の勤労収入のみを基礎に算定されていたところ、犯罪被害者が死亡したことによる収入途絶以外に、遺族自身に生じる影響を踏まえ、遺族給付金の支給を受けるべき遺族が、犯罪被害者の死亡の時に、犯罪被害者の配偶者、子又は父母であった場合、遺族給付基礎額の算定に当たって一定額（4,200 円）を加算することとした。

## 4 仮給付制度の運用改善

令和5年6月推進会議決定の項目①においては、仮給付制度の運用改善についても取り組むこととされた。これを受け、警察庁においては、令和5年7月、都道府県警察に対し、仮給付の更なる推進に係る通達（「犯罪被害給付制度における仮給付の更なる推進について」（令和5年7月24日付け警察庁長官官房教養厚生課長通達））を発出し、仮給付制度の積極的活用について指示するとともに、業務担当課等に対する直接指導等を継続して実施している。これらの取組の結果、令和5年度中における仮給付決定に係る犯罪被害者の数は、41人（前年度比13人増加）であった。